(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年二月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道爾志郡乙部町字豊浜四二の五（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び乙部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年二月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道利尻郡利尻富士町鴛泊字港町二八〇（国有林。次の図に示す部分に限る。）、二五五・二五六（以上二筆国有林）
二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び利尻富士町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年二月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　岩手県盛岡市川目第五地割一二二の一四八（国有林）
二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年二月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県邑智郡美郷町小松地三六八の七、七三九の三、七四〇の七
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年二月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県大島郡徳之島町・伊仙町（以上二町国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　解除の理由　農道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年二月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　徳島県美馬郡つるぎ町一宇字大横八四一の一、八四一の二、八四二、八四三、八四四の一、八四四の二、八五一、八五二の一、八五二の二、字木地屋三九八の一、三九八の二、字桑平六一九四、字實平六六四七の二、六六四八、六六五三
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字實平六六四七の二・六六四八・六六五三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及びつるぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年二月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　徳島県那賀郡那賀町竹ケ谷字豊後九一、九二、九三の一、九三の二、九四、鉢字川原畑一二九、一三二、横石字杉山一の一・一の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一の三、一の四、一の五・一の六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一の七、一の一〇（次の図に示す部分に限る。）、一の一一、一の一二、一の一四、一の一五から一の一七まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一の一八、一の一九、字野浦一の一から一の一七まで、二の一から二の三まで、三の一から三の三まで、四の一、四の二、五の一、五の二、六の一から六の三まで、七の一から七の三まで、八の一から八の一二まで、九の一から九の三まで、一〇の一から一〇の六まで、一一の三、一一の四、一二の三、一二の四（次の図に示す部分に限る。）、一二の五から一二の八まで、谷内字立割二六二の一、二六三の一、二六八から二七一まで、海川字西俣八から一〇まで、一三、一四、字東俣一六二、一六三、一六四の一から一六四の三まで
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び那賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年二月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　徳島県三好市三野町太刀野山字栗林下五二六六、五二六八の一、五二六九、五二七〇の一、五二七〇の二、五二七一の一、五二七一の二、五二七二の一、五二七二の二、五二七三、五二七四、五二七五の一から五二七五の三まで、五二七五の五から五二七五の一〇まで、五二七六、五二七七、五二七八の一、五二七八の五、五二七九から五二八一まで、五二八二の一、五二八四、五二八五、五二八六の二から五二八六の五まで、五二八七、五二八八の一、五二八八の二、五二八九の一、五二九〇の一、五二九〇の二、五二九一、五二九二、五二九四、五二九五、五二九七から五二九九まで、五三〇一から五三〇三まで、五三〇五、五三〇七、五三〇八の一、五三〇九の一、五三〇九の二、五三一〇から五三一四まで、五三一五の一、五三一五の二、五三一七の一、五三一七の二、五三一八、五三一九、五三二一、五三二三、五三二四の一、五三二四の二、五三二五、五三二六、五三二七の一、五三二七の二、五三二九から五三三一まで、五三三二の一、五三三二の二、五三三三、五三三四、五三三五、五三三六、五三三七の一、五三三七の二、五三三八から五三四三まで、五三四四の一、五三四五から五三四七まで、五三五一の一、五三五一の二、五三五一の二四まで、五三五三から五三五五まで、五三五六の一、五三五七から五三六三まで、五三六四の一、五三六五の一から五三六五の三まで、五三六五の五、五三六五の六、五三六六の二から五三六六の一三まで、五三六六の一六、五三六六の二〇から五三六六の二四まで、五三六七、五三六八の一、五三六九から五三七一まで、五三七四の三まで